



趣旨

我が国の成長に向け、大学等の国際競争力・通用性を向上させていくことが重要。そのため、大学等が多様な国及び地域からより多くの優秀な外国人留学生を受け入れ、学修環境の国際化を進めることは、日本人学生の海外へ挑戦する意識や多様な価値観を培い、**我が国のグローバル人材育成に資する。**

このため、**グローバルに獲得競争が激化している優秀な外国人留学生を各大学等がより積極的に受け入れられるよう**、設置基準等の現在の関係制度との整合に留意しつつ、外国人留学生受入れを含めた国際化のための体制が十分に整備されている大学等の学部等を「**国際競争力けん引学部等**」として認定し、**認定学部等について、収容定員の超過を一定程度認める特例制度を創設する。**

※外国人留学生 = 在留資格「留学」の者

背景

- 世界の留学モビリティが大きく拡大する中、我が国では、トップ大学を含め、特に学部段階における留学生割合が低い傾向
- 大学等は、収容定員の超過率により、各種ペナルティが存在することが外国人留学生の積極的な受入れにおける課題であるとして、改善を要望
- R5.4の教育未来創造会議及びR7.2の中央教育審議会答申においても、留学生受入れのための収容定員管理の制度改善を提言

【R7年度スケジュール】

7/25～8/24	パブリックコメント
R7.10～11	申請募集
R7.12～R8.1	審査
R8.2	結果通知
R8.4	特例適用開始

【R8年度以降スケジュール】

4～5月上旬	申請募集
5月中旬～7月	審査
8月	結果通知

※スケジュール変更の可能性あり

1. 特例措置のポイント

- 「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に特例を新設するとともに、認定の基準等を定める規程を新設
- 体制が十分に整備されていること等を条件に、**優秀な外国人留学生の受入れ割合の拡大を計画する学部等を認定**（短大・高専の学科も対象。大学院及び定員抑制分野（医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成に係るもの）は対象外。）
- **認定学部等における収容定員充足率の上限**を、学部等の規模に応じて、それぞれ**5%引き上げ**（例：大規模学部の場合、現在105%となっている上限を110%まで引き上げ）

2. 認定の基準

高等教育局に設置される有識者委員会に意見を聴取した上で、文部科学大臣が認定

<機関要件> 大学等として最低限満たす必要がある事項

機関として、以下の要件を満たしていること

- 自己点検評価及び見直し体制の整備並びに教育研究活動等の状況の積極的な公表
- 申請日の直近の認証評価において適合（分野別認証評価を除く）※専門職大学は分野別認証評価への適合も必要
- 申請の日前三年以内に次のいずれにも該当しないこと
 - ・ 法令の規定・寄附行為・定款等に違反したこと、財政状況が健全でなくなったこと
 - ・ **収容定員充足率が9割未満であること** 等

<審査内容> 外国人留学生受入れ拡大の計画及びそのための体制整備

申請計画書において、次の事項を明らかにしていること ※今後実施要領において具体的に規定

- 研究インテグリティへの対応など外国人留学生の適切な受入れ環境の整備
- 自律的に国際業務を支える財務構造を含む教育研究活動の水準の向上に必要な取組
- 外国人留学生の受入れ目標（15年以内に現状+10%以上の受入れ）及び達成方法
- 外国人留学生の出身の国・地域の多様性の確保 等

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示案 及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程案について

1. 改正の趣旨

我が国の成長を支える人材を育成するため、その基盤となる大学等の国際競争力・通用性を向上させていくことが重要である。このためには、より多くの優秀な外国人留学生を多様な国・地域から受け入れ、日本人学生と共に学ぶ教育環境を構築することで、日本人学生が国内にしながら多様な価値観や文化等を持つ他者と切磋琢磨し、課題解決に向けて協働することを学ぶ環境を構築する必要がある。また、外国人留学生の存在は、日本人学生が海外留学を志す動機付けともなり、我が国のグローバル人材の育成に不可欠である。

このため、グローバルに獲得競争が激化している優秀な外国人留学生を各大学等がより積極的に受入れられるよう、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）等の現在の制度との整合を図ることに留意しつつ、研究インテグリティへの対応等外国人留学生受入れのための大学等の国際化の体制が十分に整備されている大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下同じ。）を対象として、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号。以下「認可基準告示」という。）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する基準について、留学生の収容定員管理に関する特例として第 1 条第 4 項を設ける改正を行うものである。

また、改正後の認可基準告示第 1 条第 4 項において、文部科学大臣は別途定める基準に基づき対象となる大学等の学部等を認定することとしており、国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程（以下「規程」という。）を新たに設けることとする。

2. 改正の内容

認可基準告示において、規程に基づき認定を受けた学部等における収容定員充足率の上限について、学部等の規模に応じて、それぞれ現状の超過ペナルティの基準を 5 ポイント引き上げる。

また、規程において、以下を定める。

- ・ 認定の基準
- ・ 認定の申請、認定の手続き等
- ・ 公示
- ・ 申請計画書の内容変更
- ・ 実施状況報告書等の提出・報告の徴収等・措置の要求
- ・ 認定の取消し

3. 施行期日

令和 7 年 9 月上旬（予定）

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年 月 日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一条 「略」

1.3 「略」

4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第六項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数を経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

6.7 「略」

第四条 第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の審査の申請については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足す

改正前

第一条 「同上」

1.3 「同上」

「項を加える」

4 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数を経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、第五項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数を経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

5.6 「同上」

第四条 第一条第六項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の審査の申請については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足す

ると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第七項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

附 則

「略」

2 1 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第六項の規定は、なお従前の例による。

3 令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以降に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項

ると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第六項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

附 則

「同上」

2 1 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）の認可の申請に係る審査に対する改正後の第一条第一項第三号及び第五項の規定は、なお従前の例による。

3 令和五年度に行おうとする国際連携学科等の設置等（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻の設置並びに国際連携専攻に係る課程の変更をいう。）及び令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請（令和六年三月以降に申請が行われるものを除く。）に係る審査に対する第一条第一項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>4 「略」</p> <p>第三号及び第五項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。</p>
	<p>4 「同上」</p> <p>第三号及び第四項並びに附則第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第三号中「が、」とあるのは「又は平均入学定員超過率（大学、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準の一部を改正する告示（令和四年文部科学省告示第百二十九号）による改正前の第一条第一項第三号に規定する平均入学定員超過率をいう。以下同じ。）が、」と、同条第四項中「収容定員充足率」とあるのは「収容定員充足率又は平均入学定員超過率」と、附則第二項及び第四項中「の算定」とあるのは「又は平均入学定員超過率の算定」と、「学生」とあるのは「学生又は入学者」とする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第 号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）第一条第四項の規定に基づき、国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程を次のように定める。

令和七年 月 日

文部科学大臣 阿部 俊子

国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程

（認定の基準）

第一条 国際競争力けん引学部等（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号。以下「認可基準告示」という。）第一条第四項の規定により大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が認定する学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下同じ。）をいう。）としての認定（以下「認定」という。）の申請があつた場合の認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表し

ていること。

二 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第百九条第三項の規定により専門職大学院を置く大学が受けるものを除く。第九条第二項第七号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日前三年以内において次のいずれにも該当しないこと。

イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。

ロ 財政状況が健全でなくなったこと。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

四 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の属する年度及び前二箇年度の各年度において次のいずれにも該当しないこと。

イ 五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。以下同じ。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。以下同じ。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）が、認可基準告示第一条第一項第三号で定める水準（同条第三項に規定する学部等及び同条第五項に規定する外国に設ける学

部等にあつては、当該各項の規定により同号の規定を読み替えて適用するものを含む。）以上となつたこと。

ロ 五月一日現在の收容定員の数に対する学生の数の割合が、○・九倍未滿となつたこと。

五 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。

イ 当該申請に係る大学等における外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の留学の在留資格をもつて在留する者をいう。以下同じ。

）の適切な受入れ環境の整備及び教育研究活動の水準の向上に必要な取組。

ロ 当該申請に係る学部等に在籍する学生の総数に対する外国人留学生の数の割合の目標及び当該目標を達成するための方法。

ハ 外国人留学生の出身の国及び地域の多様性の確保のための方法。

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該申請に係る大学等の国際競争力の向上を図るための取組。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする学部等を置く大学等の学長（高等専門学校にあつては校長。以下同じ。）は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

(認定の手續等)

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、有識者の意見を聴いて、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。第五条第一項の規定により認定するときも同様とする。

2 認定は、第九条の規定により認定を取り消されるまでの間、その効力を有する。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。次条第二項の規定による変更の届出があつたとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

(申請計画書の内容変更)

第五条 認定を受けた学部等を置く大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項（次項の別に定める事項を除く。）を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 認定を受けた学部等を置く大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項のうち別に定める事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実施状況報告書等)

第六条 認定を受けた学部等を置く大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後一月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 認定を受けた学部等を置く大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

（報告の徴収等）

第七条 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う第二条の申請計画書に記載した事項の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

（措置の要求）

第八条 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う第二条の申請計画書に記載した事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第九条 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等から認定の取消しの申請があったときは

、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

二 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

三 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかつたとき。

五 前条の規定による措置をとらなかつたとき。

六 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備並びに教育研究活動等の状況の公表が不十分であるとき。

七 認定を受けた後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかつたとき。

八 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

九 財政状況が健全でなくなつたとき。

十 収容定員の数に対する学生の数の割合が、認可基準告示第一条第四項の規定により読み替えて

適用する同条第一項第三号で定める水準以上となったとき又は○・九倍未満となったとき。

十一 第六号から前号までに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったとき。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、有識者の意見を聴いて、行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。